

令和3年度第1回目黒区入札監視等委員会(延べ35回) 議事概要

日 時 令和3年8月24日(火)から令和3年9月6日(月)まで(書面開催)

出席委員 岡田委員、宮下委員、伊東委員(委員数3名、出席数3名)

【 議 題 】

- 1 入札・契約状況について(資料1、資料1 - 1、資料1 - 2)
- 2 指名停止措置等の状況について(資料2)
- 3 公契約条例の適用状況等について(資料3、資料3 - 1)

< 非公開議題 >

- 4 工事案件における落札等の状況について(資料4)
- 5 競争入札における不調の状況について(資料5)
- 6 随意契約(工事・物件)の実績について(資料6)

【 資 料 】

- 資 料 1 入札・契約状況について
- 資 料 1 - 1 競争入札における工種別落札率の状況
- 資 料 1 - 2 競争入札の実績
(令和2年度 競争入札による契約一覧 工事)
(令和2年度 競争入札による契約一覧 設計)
(令和2年度 競争入札による契約一覧 物件)
- 資 料 2 指名停止措置等の状況について
- 資 料 3 公契約条例の適用状況等について
- 資 料 3 - 1 目黒区公契約条例の手引き(令和3年度用)

< 非公開資料 >

- 資 料 4 工事案件における落札等の状況について
- 資 料 5 競争入札における不調の状況について
- 資 料 6 随意契約(工事・物件)の実績について

議題についての意見

1 入札・契約状況について

(1) 令和2年度の空調工事の落札率が、令和元年度と比べて下がっている原因は何か。

令和元年度と2年度を比較し、年間の発注件数や金額の規模など、発注の内容に特段大きな差異や特徴はなく、明確な理由については不明です。平成30年度も80%台であったことから、年度ごとの変動の範囲内ではあるかと思われます。

その他令和元年度と比べ、令和2年度は工事全体の落札率が下がる傾向が見られたため、新型コロナウイルス感染症の影響も一定程度あるかと考えられます。

(2) 土木工事と造園工事の落札率が他の工種に比べ高い傾向にあるようだが、どうしてそのような傾向があるのか。

確かに土木工事と造園工事は他に比べて高い傾向にあると考えられますが、契約金額のうち人件費が占める割合が他の工種に比べて高い傾向があるといわれていることにも起因しているかもしれません。

いずれにしても年度間での上下もありますので、明確な理由については不明です。

2 指名停止措置等の状況について

資料2で目黒区に關係のある業者はあるか。ある場合、契約に影響はあるか。

いずれも物品系の入札参加資格を持つ業者で、主に薬品の購入等で3者とも目黒区との契約実績がある業者です。

また、いずれの契約もこの業者でなければ履行できないというものではないため、大きな影響はないものと考えております。

3 公契約条例の適用状況等について

(1) 労働報酬下限額が適正に支払いがなされているかチェックできる仕組みはあるのか。

毎月の報酬について、労働者の氏名、職種、労働報酬下限額、労働時間等を記載した台帳を作成し、決められた期日までに区(総務部契約課)に提出していただき、その内容をチェックします。

(2) 労働報酬下限額以上の報酬の支払いをしていない場合のペナルティはあるか。

受注者及び受注関係者からの報告等及び立入調査の結果、この条例に違反する行為があった場合、区は受注者及び受注関係者に対して、違反する行為を是正するための措置を求めます。また、区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかに該当するときは、公契約を解除することができます。

- (1) 区の求める報告や資料等の提出がされないとき
- (2) 虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- (3) 区の調査を拒んだとき
- (4) 区の調査に非協力的であったとき(妨害、忌避)
- (5) 是正措置を正当な理由なく講じないとき
- (6) 是正報告を行わないとき
- (7) 是正報告が虚偽であったとき

公契約を解除した場合には、受注者に対し、目黒区競争入札参加者指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を行います。また、指定管理者においては、指定管理協定の取り消し又は業務の停止を行います。

(3) 労働報酬下限額をチェックする為に、所得税の源泉徴収税額の納付書（税務書類）を添付させる等、外の制度等との資料の整合性をとる等の方法を検討すべきである。

労働報酬下限額をチェックするため、毎月の報酬について、労働者の氏名、職種、労働報酬下限額、労働時間等を記載した台帳を作成し、決められた期日までに区に提出するとしています。

現在、源泉徴収税額の納付書等の提出を求めての確認までは行っておりませんが、労働者等からの申出の事実等を確認する必要があると認めるときや公契約に定められた事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告や資料の提出を求める場合や区の職員により立入調査を行うことができ、実態を把握ができるようになっていきます。

他の制度の資料活用については、今後の条例運用という点からも、公契約条例を制定している他自治体の取り組みなどを参考にしながら、より良い方法を検討していきます。

その他の意見

特になし

以 上